

呉復第四号

旧浮島丸遭難朝鮮出身もと海軍軍属等遺骨の奉迎実施要領を次のように定める。

昭和三十年一月八日

呉地方復員部長

旧浮島丸遭難朝鮮出身もと海軍軍属等遺骨
奉迎実施要領

(要旨)

第一 旧浮島丸は朝鮮出身もと海軍軍属等を本国へ輸送の途次舞鶴に入泊の際、昭和二十年八月二十四日触雷沈没、五二四名遭難、昭和二十五年三月より昭和二十九年十一月に至る同船引揚げ作業に伴い揚収の遭難者遺骨五二四柱は今回舞鶴地方復員部から当部に移送されることになり、これを受納して当部御霊安置室に安置する。

(輸送)

第二 第八管区海上保安本部所属巡視船「つがる」により海上輸送、舞鶴地方復員部職員三名護送、本月~~多シ~~八〇〇 呉港入港、元呉海軍軍需部岸壁に横付けする。

(遺骨退船、護送)

第三 遺骨は舞鶴地方復員部護送官及び当部職員奉持し、霊柩車に移す。

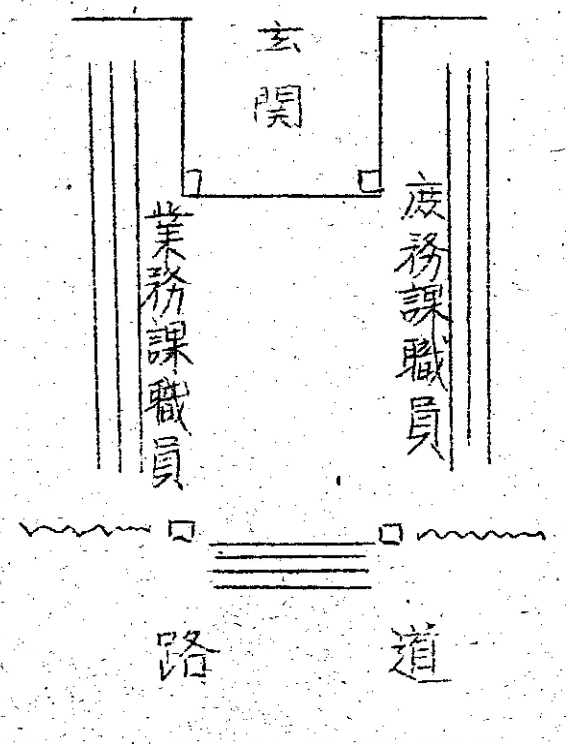
(呉復への護送序列)



(遺骨奉迎式)

第四 呉地方復員部玄關にて遺骨を奉迎し御霊安置室に安置する。

(奉迎位置)



(式次第)

1. 舞鶴地方復員部首席護送官の移送並びに引渡報告 拝礼
2. 呉地方復員部長の奉迎の辞 拝礼
3. 護送官 拝礼
4. 呉地方復員部職員代表 拝礼

(作業分担)

第五 作業分担を次のように定める。

1. 第三に指定の当部職員は業務課男子職員とし、当日0800迄に輸送船横付場所に参加のこと。
2. 職員の一部は当日0830当部前に差遣の呉市霊柩車に便乗して輸送船「つがる」横付場所に至る。
3. 当部職員総員遂時霊柩車から各々捧持して御霊安置室に移す。

(終)

部長 鹿

部長 鹿

福場

之他

羽場

急務

急務

旧浮島丸遭難 朝鮮出身も海軍為道 骨より奉迎 寛政
要領も次より定めり

昭和三十年 一月八日

吳地方復員部長

旧浮島丸遭難 朝鮮出身も海軍為道 骨より奉迎 寛政

(要方)

第一 旧浮島丸は朝鮮出身も海軍為道

輸送途次 朝鮮に入道 昭和三十年八月二十四日 觸手沈

三四五遭難

昭和三十年一月に至る

遭難者

没 昭和二十五年三月 同船川揚作 業に伴り揚中の道

五番機は今年 船型より復員部外 移送 されることハ

10-11-1977

第二 第八号は海上保安部所属巡視船「アサヒ」に海上輸送
の船舶が係り、取次三名が護送。本月十日午後〇時〇分着入

倦元
海牛
牛古部
南市海
原13
拾什
すろ

卷之七

第三遺物は、牛乳型厚紙部發送（多量にあり、郵政省へ奉
持し、電櫃、車に移す）
（是は、この遺物（多量））

先導車
事務車
護送車
送客車

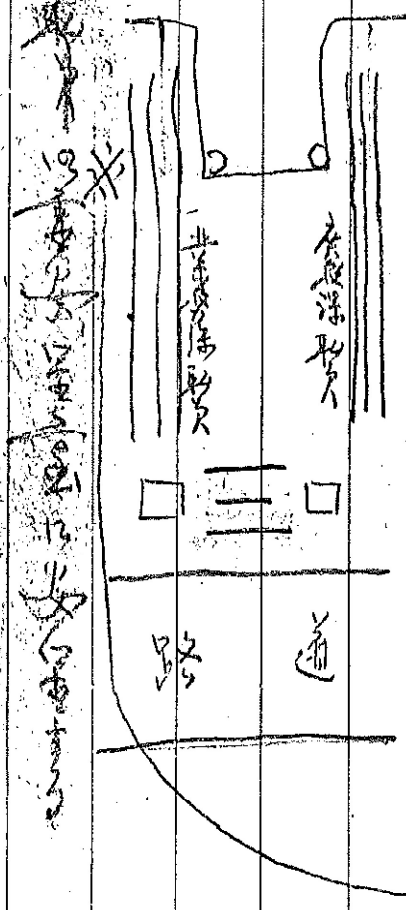
(遺骨奉迎式)

第四 吳地方復興部 玄關 1 部 奉迎 札

遺骨

(奉迎 仁星)

遺骨



(式次第)

前部

1. 奉迎 札 送 引 渡 札 奉 迎 札

2. 吳地方復興部 奉迎 札

3. 奉迎 札

4. 吳地方復興部 奉迎 札

第五 ~~作業の~~ 令和を治のよろに止める

八〇〇 翰達 秘抄會 坊 新 日 冬 集 〇 〇 〇

1. 第三の部取分は世襲分海軍部私取分とし、20830が部
2. 前電枢車に依乗して輸送船にかかる持分場所

(以上遠の島市)

12
2
3

逆次

靈樞中

[illegible]

總共四冊
 に持持し之書
 安室に製し
 安室に製し
 四回係下終り

室極東内ルニ
安室室内ノ
位

2600

途中百人位